

# 「2027年版岐阜県民手帳」製作・出版・販売業務に関する公募要領

令和8年4月8日  
岐阜県総合企画部統計課

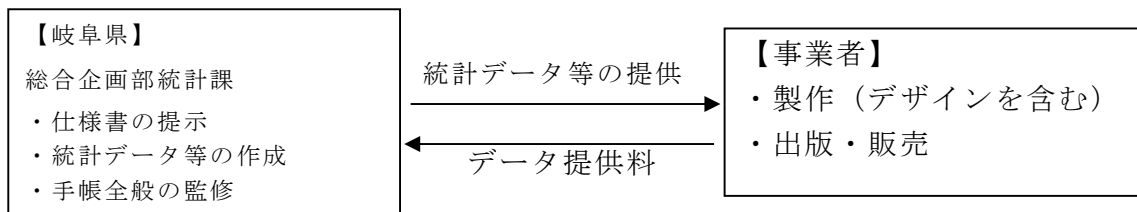
「2027年版岐阜県民手帳」（以下「手帳」という）の製作・出版・販売業務に関する事業者公募要領を以下のとおり定める。

## 第1 概要

### 1 事業者を公募する業務

「2027年版岐阜県民手帳」の製作・出版・販売業務。（以下「業務」という）

<業務内容のイメージ>



- ※ 岐阜県は、手帳全般の監修と、別に定めた統計データ等の提供を行う。
- ※ 事業者は岐阜県に対してデータ提供料を支払い、手帳の製作（デザインを含む）・出版・販売を行う。
- ※ 岐阜県は、製作・出版・販売等にかかる経費を一切負担しない。そのため、あらかじめ仕様書をよく確認してデータ提供料の見積もりを行うこと。

### 2 事業者が岐阜県に支払うデータ提供料

240,000円を下限とする。

- ※ 実際のデータ提供料は、契約を締結する事業者が見積書で提示した金額とする。

### 3 業務の内容

別添「「2027年版岐阜県民手帳」製作・出版・販売業務仕様書」のとおり

## 第2 応募方法

### 1 応募者の要件

この業務に応募できる事業者は、次の資格要件すべてに該当する者に限る。

- (1) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登録され、岐阜県内に本店又は支店、営業所を有するものであること。
- (2) 上記名簿の業務内容において「印刷物製造」業務を掲げていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、応募の日（応募に必要な書類を提出した日）において受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

### 2 応募書類

次の書類を、提出期限までに岐阜県総合企画部統計課へ、提出すること。なお、郵送で提出する場合は、一般書留又は簡易書留で送付すること。

提出の際、書類は封筒に入れ、次の（1）データ提供料見積書に押印した印と同じ印を封筒の綴じ目3か所に押印すること。

(1) データ提供料見積書（以下「見積書」という）

- ① 事業者がデータ提供料として岐阜県に支払う金額を記載する。ただし、その金額の下限は240,000円とする。
- ② 本要領及び仕様書（別添1）の内容に基づき積算すること。
- ③ 様式は自由だが、代表者の記名・押印がなされていること。また、金額は、データ提供料の総額のみを記載し、明細や消費税の内外などは一切記載しないこと。

(2) 企画提案書（様式1）

(3) 法人概要書（様式2）

(4) 誓約書（様式3）

**3 提出期限 令和8年4月30日（木）午後4時（郵送の場合は必着のこと）**

### 4 応募に関する注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがある。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出者が、2つ以上の見積書を提出したとき

ウ 本公募要領に違反すると認められる場合

エ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

(2) 著作権等

提出書類の内容に第三者の著作権、その他第三者の権利の対象となる素材等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて応募者が負うものとする。

(3) 費用負担

応募に要する経費等は、すべて応募者の負担とする。

#### (4) 質問等

本公募要領及び業務仕様書に関する質問がある場合には、質問票（様式4）により、電子メールで令和8年4月22日（水）午後4時までに、第5に記載の問合せ先へ提出すること。回答は個別に電子メールで回答するとともに、令和8年4月24日（金）までに統計課のホームページへ掲載する。

### 第3 契約

#### 1 事業者の決定方法

見積書により最も高い金額を提示した応募者を、事業者として決定する。ただし、企画提案書の内容が仕様書とかい離する場合は、次に高い金額を提示した応募者を事業者とする。応募の結果は、全ての応募者へ令和8年5月8日（金）までに電子メール又は郵送にて通知する。

なお、最も高い見積金額を提示した応募者が複数ある場合は、くじで事業者を決定する。くじの日時・場所は別に通知するが、くじに参加しない場合は、契約を辞退するものとみなす。

#### 2 契約の締結

事業者の決定後、手帳の製作・出版・販売及びデータ提供等に関して定めた契約を締結する。電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行うため、電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。書面により契約を締結する場合、契約に関する費用（印紙代）は事業者が負担する。

#### 3 契約の中止・解除

応募の日から本契約締結の日までの期間内に、応募者及び応募者である共同企業体の構成員が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、その応募者との契約は締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

#### 4 業務の継続が困難となった場合の措置

事業者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

##### (1) 事業者の責に帰すべき事由により業務継続が困難となった場合

事業者による業務継続が困難となった場合には、岐阜県は契約の解除をすることができる。この場合、岐阜県に生じた損害は事業者が賠償するものとする。

なお、契約の解除により次期事業者に業務を引き継ぐ際は、次期事業者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこととする。

##### (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、岐阜県及び事業者双方の責に帰すことができない事由により、業務を継続することが困難となった場合、事業者はその状況を直ちに書面で県に報告するものとする。継続の可否又は変更については、岐阜県と事業者で協議するが、一定期間内に協議が整わない時は、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

また、いかなる状況でも、事業者は、県にその損失の補償又は損害賠償を請求することができない。

なお、契約の解除により次期事業者に業務を引き継ぐ際は、次期事業者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

#### 第4 データ提供料の納入

事業者は、手帳全体の校了後速やかに、データを受領した旨の受領書を岐阜県に提出するものとする。

また、事業者は、岐阜県が当該受領書を受領した後に発行する納入通知書により、納入通知書発行日から起算して20日以内に、データ提供料を納入するものとするが、指定の日までに納入しない場合、所定の率の延滞金が加算される。

なお、納入されたデータ提供料は、いかなる理由があっても返還しない。

#### 第5 問い合わせ先 及び 応募書類の提出(郵送)先

岐阜県総合企画部統計課 統計情報係

〒500-8570

岐阜市藪田南2丁目1-1 岐阜県庁18階

電話：058-272-1111 内線3067

電子メールアドレス：[c11111@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11111@pref.gifu.lg.jp)